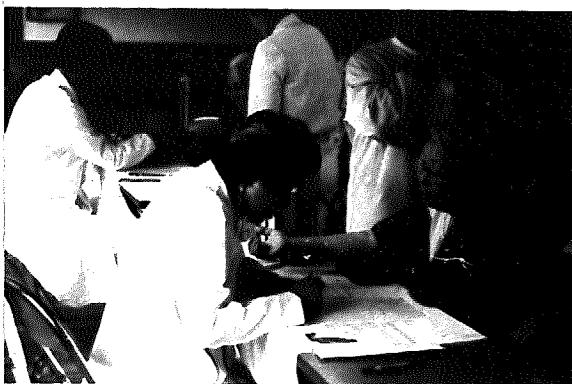
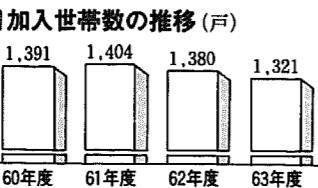
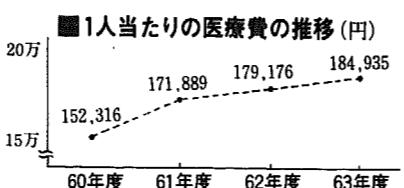
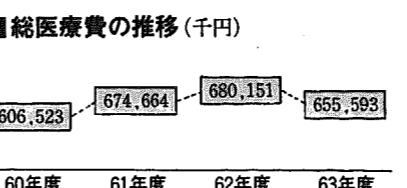




# 皆さんが支えていきます。わが家の安心＝国民健康保険

私たち、いつも家族みんなが健康で豊かな生活をおくれることを願っています。しかし、病気やケガは、ある日突然私たちをおそかわかりません。そのようなとき、かかった医療費全額を自分で負担することになつたら、精神的苦痛だけでなく、経済的苦痛までも背負いこまなければなりません。そんなとき、大切な役割を果してくれるのが、皆さんのが加入している国民健康保険です。

国民健康保険制度は、加入者が収入に応じてお金を出し、医療費に充てようという助け合いを目的とした制度です。私たちの健康生活を守る大切な制度——国民健康保険。みんなで正しく理解し、守っていきましょう。



## 医療費はちょっととした心がけで大きく節約

現在、脳卒中、心臓病、糖尿病などの慢性的なものや、各種のガンなどが増えています。そのため、医療の高額化や長期化につながっており、特に入院医療費の伸びが目立っています。それに加え、高齢化社会に伴い、老人保健の加入者も増えつつあり、医療費の増加は今後も続くことが予想されます。こうして増え続ける医療費を少しでも節約するにはどうしたらよいのでしょうか。そこで、みなさまにもできる節約ポイントをご紹介します。

### こんなときは届け出を

- ① 病気の早期発見・早期治療を。
- ② はしご受診をしないでください。
- ③ 日ごろの健康管理に心がける。

どんな病気でも早く発見し、早く治療することが大切です。村に行う健康診査や各種検診は、できるだけ進んで受けることによって、予防ができます。また、赤ちゃんや未成年者、あるいは一家の世帯主や家族の区別なく、一人ひとりがみんな平等に被保険者になります。ただし、加入の手続は、一人ひとりが単独で行うのではなく、世帯主がまとめて、世帯ごとに行います。

国保について問い合わせは役場保健衛生課国保係へ。

## 退職者医療制度

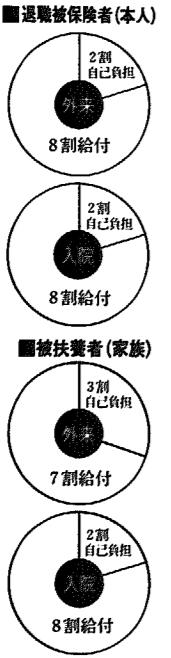
これは、長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、現在、国保に加入していく被用者年金（厚生年金など）をもらっている人、およびその被扶養者は、退職被保険者本人が老人保健に移るまで、「退職者医療制度」で医療を受けることができます。

### 対象となる人



次に条件のすべてにあてはまる人（退職者被保険者本人）とその被扶養者が対象となります。

●国民健康保険に加入している人 ●老人保健法の適用を受けていない人 ●厚生年金や各種共済組合など（国民年金は除く）の老齢年金や退職年金などの受給者で、その被保険者期間が20年以上あるか、または40歳以降10年以上ある人。



年金の受給権の発生した日が、退職被保険者になる日です。受給権が発生し、年金保険者に裁定（決定）請求をすると年金証書が送られます。14日以内に国保の窓口へ届け出してください。



## 保険税納めて安心わが家の健康

### 国保は「相互扶助」が目的

国民健康保険に加入している皆さんのが、自己負担分のほかに村の国保から支払われています。昭和六十三年度分の総医療費は六億五、五五九万円で、前年度に比べて二、四五六万円、率にして三・六%減りました。

これは、皆さん一人ひとりが日ごろから健康管理に努めたことが医療費の減少につながったものと思われます。それもう一つの原因として、国保加入者数の減少もあげられます。

しかし、総医療費は減少したとはいって実際には年々増え続けています。

国保加入者の一人当たりの医療費をみると実際には年々増え続けています。この医療費の支払いは、国からの補助金とみなさんからいただく保険税とを合わせたものを財源として医者に支払われています。このようにみなさんからいただく保険税は、医療費の支払いに使われたものを使われています。このようにみなさんからいただく保険税は、医療費の支払いに使われたいへん貴重な財源です。ですから、保険税納入は納期限内に必ず納めるようにしましょう。

